

# 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」 についてのお知らせ

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、ひとり親世帯等への負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、北海道より次の通り給付金が支給されます。

## 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

**支給対象者** ひとり親世帯で、平成15年4月2日以降に生まれたお子さん（特別児童扶養手当の対象児童になっている場合は、平成13年4月2日以降に生まれたお子さん）を養育している方で、下記のいずれかに該当する方。

**支給要件** ①ひとり親世帯で、令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方（全部支給または一部支給）。

②ひとり親世帯で、公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方。

※児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象になります。

③ひとり親世帯で、児童扶養手当が所得制限により全部停止になっている方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどの理由により、収入が児童扶養手当を全部支給または一部支給している方と同じ水準となっている方。

**給付額** 対象児童1人あたり一律5万円

**申請手続き** ・上記支給要件①の方→申請不要です。令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座へ北海道より振り込まれます。

・上記支給要件②③の方→申請が必要となりますので、下記窓口にて申請手続きをお願いします。

**申請先** 健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ

**必要書類** 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、児童扶養手当を受給されていない方は戸籍謄本または抄本（1か月以内の取得のもの）、父または母にしょうがいのある場合は、しょうがい状態が確認できる書類、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等

**申請期間** 5月20日(木)～令和4年2月28日(月)

**問合せ** 健康福祉課福祉グループ ☎⑨ 7071

## 野外焼却は「禁止」されています

町内では、野焼きによる火災が4月中に3件、相次いで発生しております。幸いなことに負傷者は発生しませんでした。が、広範囲まで延焼し、人畜に被害が及ぶ恐れがありました。

野外焼却は、農業や林業を営むために止むを得ない焼却や焚き火、キャンプファイヤーなど一部の例外を除いては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反した場合、5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはこれらの併科が適用されます。

家庭や事業所で出た廃棄物は、必ず適正な方法で処理しましょう。